議案第100号

大牟田市営駐車場条例の一部を改正する条例の制定について

大牟田市営駐車場条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものと する。

令和 6 年 2 月 2 2 日提出

大牟田市長 関 好 孝

大牟田市営駐車場条例の一部を改正する条例

大牟田市営駐車場条例(平成4年条例第16号)の一部を次のように改正する。

第3条の2第3項中「大牟田駅東口駐車場」の次に「又は新大牟田駅南駐車場」を加える。

第3条の3第1項中「大牟田駅東口駐車場の」を削り、同条第3項中「大 牟田駅東口駐車場」の次に「又は新大牟田駅南駐車場」を加える。

第3条の4各号列記以外の部分中「大牟田駅東口駐車場の」を削り、同条 第2号及び第4号中「大牟田駅東口駐車場」の次に「又は新大牟田駅南駐車 場」を加える。

第5条第1項中「及び新大牟田駅駐車場」を「、新大牟田駅駐車場及び新大牟田駅南駐車場」に改め、同条第4項中「及び新大牟田駅駐車場の」を「、新大牟田駅駐車場及び新大牟田駅南駐車場の」に、「及び新大牟田駅駐車場に」を「、新大牟田駅駐車場及び新大牟田駅南駐車場の全部又は一部に」に改める。

第14条第4項中「同一の者が大牟田駅東口駐車場及び新大牟田駅駐車場の指定管理者となった場合における当該大牟田駅東口駐車場及び新大牟田駅 駐車場の」を削り、「指定管理者は」の次に「、第12条第3項の規定に基づき読み替えて適用する第5条第1項の規定により発行する利用券について」を加え、「大牟田駅東口駐車場及び新大牟田駅駐車場に」を「当該指定管理者が管理する駐車場の全部又は一部に」に改める。

別表第1に次のように加える。

新大牟田駅南駐車場 大牟田市大字岩本2381番地3

別表第2に次のように加える。

新大牟田駅南 一時 基本使 入庫から20 無料 駐車場 利用 用料 分以内の時間

		入庫から20 分を超え60 分以内の時間	200円(午後10時から翌日 の午前6時までの時間にあって は、50円)
	超過無料	入庫から60 分を超え24 時間以内の時間	60分ごとに100円(午後1 0時から翌日の午前6時までの 時間にあっては、50円)。 だし、当該額及び基本使用料の 合計の額が280円を超える場 合は、280円から基本使用料 を減じた額とする。
		入庫から24 時間を超える 時間	24時間ごとに280円。ただし、24時間に満たない端数がある場合は、60分ごとに100円(午後10時から翌日の午前6時までの時間にあっては、50円)とし、当該額が280円を超える場合は280円とする。
定期利	定期利用		1月につき2,730円

付 則

- 1 この条例は、規則で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。
- 2 施行日前においても、新大牟田駅南駐車場の定期利用の許可(改正後の 大牟田市営駐車場条例(以下「改正後の条例」という。)第3条の3第2 項に規定する定期利用の許可をいう。)及び当該定期利用の許可に係る使 用料の納入に関し必要な行為は、改正後の条例第3条の3から第3条の5 まで及び第4条第3項の規定により行うことができる。

提案理由

新大牟田駅南駐車場を設置するに当たり、関係規定の整備を図るため、条例の一部改正を行うもので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。